

陳 情 文 書 表

平 2 2 陳 情 第 3 5 号	平成 2 2 年 1 1 月 2 4 日 受 理
件 名	市議会議員現行定数 2 6 人の堅持を求める陳情
陳 情 者	秦野市弥生町 6 - 4 0 新日本婦人の会秦野支部 支部長 大塚 トモ子
陳 情 の 原 文	
<p>陳情趣旨</p> <p>本市議会に対して、「行財政改革」と称し、現在、26人の議員定数を改選期ごとに2人ずつ減員して、おおむね人口20万人で定数20人を目指すべき」、また、「次期改選時までに定数を2人減員し、旧態依然でない少数精鋭で時代を先取りした斬新な議会運営を図ること」という趣旨の陳情がそれぞれ提出されています。</p> <p>行財政改革とは、執行機関が行政の改革を進めることではないでしょうか。つまり執行機関が肥大化して、能率が悪くなり、官僚化するのを民主的・合理的、効率的に行うことではないでしょうか。</p> <p>地方議会を構成するのは、議員です。議員は、住民から直接選挙で選ばれた住民の代表として、地方自治法で定められた議会の権限を行使して、地方自治体の意思決定を行うとともに、住民の代理人として執行機関に対する批判・監視機能の役割を発揮するものであり、この執行機関の監視役である議員を「行財政改革」の対象とし、議員定数を2人減員せよというのは乱暴な議論です。</p> <p>地方議会は住民の意思や要求を市政に反映し、自治体の財政を初め、行政にかかわる重要な事項を決める場であり、住民にとって、不要不急の予算、無駄遣いをさせないなど行政を監視する役割も担っています。</p> <p>また、地方自治法で人口に応じた議員定数を定めているのは、住民の意思を正確に議会に反映させることを保障する立場からであり、地方自治法で定められている本市の議員定数は34人ですが、既に8人削減し、現在26人となっています。</p> <p>本市の人口は増加傾向にあります。そして市民要望は、みどり豊かな自然環境保全、福祉、教育のまちづくり等、多岐にわたっております。住民の小さな声を市政の施策に反映し、行政監視という議会本来の仕事を十分</p>	

に果たす上で、議員定数を26人以下にすることには問題があります。
したがって、現行議員定数を堅持することを陳情いたします。

陳情事項

- 1 本市議会議員の現行定数26人を堅持すること。